

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正項目（2021.7.8）

ページ	修正部分	修正前	修正後
2-63	表 1	<p>(い) 欄 <A区域> ○手稲山口地区(調9)低層専用住宅地区の区域 ○新川北地区(調20)の全区域 ○前田公園南地区(調22)低層住宅地区の区域 ○曙11条2丁目地区(調23)の一般住宅地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p> <p><B区域> ○前田公園南地区機能複合地区の区域 ○曙11条2丁目地区の医療・福祉地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p> <p><C区域> ○手稲山口地区沿道A地区及び沿道B地区の区域 ○清田・真栄地区沿道A地区及び沿道B地区の区域 ○前田公園南地区沿道地区の区域 ○曙11条2丁目地区の沿道地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p>	<p>(い) 欄 <A区域> ○新川北地区(調20)の全区域 ○曙11条2丁目地区(調23)の一般住宅地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p> <p><B区域> ○曙11条2丁目地区(調23)の医療・福祉地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p> <p><C区域> ○清田・真栄地区(調21)の全区域 ○曙11条2丁目地区(調23)の沿道地区の区域 ○上記に接する区域のうち市長が定める区域</p>